

クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金
交付規程

制定 平成31年4月12日

(通則)

第1条 クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、経済産業大臣が定めたクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第23条の規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が行うクリーンエネルギー自動車及び外部給電器の導入に要する経費の一部を助成する事業(以下「補助事業」という。)の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「クリーンエネルギー自動車」とは、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう(輸入車を含む)。
- 二 「クリーンエネルギー自動車等」とは、クリーンエネルギー自動車ならびに外部給電器をいう。
- 三 「給電機能を有した次世代自動車」とは、クリーンエネルギー自動車のうちの電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車で、個別車種におけるすべての仕様の車両で、外部給電器を経由して又は車載コンセント(1500W AC100V)から電力を取り出せる機能を有する車両をいう。
- 四 「電気自動車」とは、搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)、又は型式認定を取得している側車付二輪自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第4項に規定する側車付二輪自動車をいう。以下同じ。)、原動機付自転車(道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。以下同じ。)、若しくは軽自動車に該当する二輪自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両法施行規則第二条別表第一において自動車の種別が軽自動車に該当する二輪自動車をいう。以下同じ。)をいう。
ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、事業用自動車、地方公共団体ならびに地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車及び大型特殊自動車(自動車抵当法(昭和26年法律第187号)第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。以下同じ。)を除く。
- 五 「プラグインハイブリッド自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、事業用自動車、地方公共団体ならびに地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車及び大型特殊自動車を除く。
- 六 「クリーンディーゼル自動車」とは、軽油を燃料とする検査済自動車であって、平成21年排出ガス基準(道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降(車両総重量が1.7tより大きく2.5t以下のもの及び車両総重量が3.5tより大きくて12t以下のものうち、乗車定員10人以下の乗用自動車を除くもの)にあつては、平成22年10月1日以降)に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準をいう。)に適合する自動車(自動車登録規則別表第二第三項、第五項又は第六項(車いす移動車等に限る。))に掲げる自動車(事

業用自動車を除く。)に限る。)をいう。

七 「事業用自動車」とは道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条に規定する貨物利用運送事業の用に供する自動車(自動車リース事業者が貸渡しを行う場合を含む)をいう。

八 「外部給電器」とは、電気自動車等から電力を取り出す装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2L AC版 DC版」の検定に合格しているもの、又はCHAdeMO規格対応車両から電力の取り出しが可能であることについて車両製造事業者から2車種以上の認定を受けているものをいう。

(交付の対象者、補助対象経費及び補助率)

第4条 センターは、地方公共団体、その他の法人(独立行政法人を除く)、個人が行うクリーンエネルギー自動車の導入又は地方公共団体、その他の法人(独立行政法人を除く)が行う外部給電器の導入(以下「車両等導入」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費(以下「補助対象経費」という。)を基に、一定の基準に従って求めた補助金を、予算の範囲内において、交付するものとする。この場合において、当該車両等導入に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まないものとする。なお、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」の記に記載されている事項に該当する者は、本補助金の交付対象としない。

2 前項の補助金の交付の対象となるクリーンエネルギー自動車等は、一定の仕様に基づき量産される自動車又は外部給電器であって、その製造事業者(当該製造事業者が海外法人である場合にあっては、当該製造事業者の委託を受けた輸入事業者とする。以下同じ。)によるクリーンエネルギー自動車等の仕様(以下「銘柄」という。)ごとの申請に基づき、あらかじめセンターが承認したものに限り。

3 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。なお、補助対象経費及び補助率は、必要に応じて見直す。

(補助金の交付額)

第5条 前条第1項の補助対象経費に係る補助金交付額は、別表2に定める金額の範囲内で、前条第2項の承認をする際に銘柄ごとにセンターが定め、これを公表する。ただし、補助金交付額が15千円を下回った場合は、本補助金の交付対象としない。

2 前条第1項の補助対象経費に係る補助金交付額は、クリーンエネルギー自動車等の区分に応じて、別表1に規定する補助対象経費に補助率を乗じた金額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、センターが別に定める日までに、センターが定める様式による補助金交付申請書をセンターに提出(以下「交付申請」という。)しなければならない。

2 交付申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

一 交付申請が、クリーンエネルギー自動車等1台ごとに行われていること。

二 別表3の申請要件を満たしていること。

三 別表4に定める書類が添付されていること。

四 国の他の補助金(ただし、そのうちセンターが別に定める補助金を除く。)と重複して交付申請していないこと。

五 補助対象経費の中に自社製品の調達分が含まれる場合、別に定める方法により利益等を排除して交付申請をすること。

六 申請者が反社会的勢力及びそれに準ずるものではないこと。

(交付の決定等)

第7条 センターは、前条第1項の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、センターが定める様式によ

り申請者に通知(以下「補助金交付決定通知」という。)するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 センターは、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該通知のもととなった交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内にセンターが定める様式による補助金交付申請取下書をセンターに提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 申請者は、第7条第1項の補助金交付決定通知を受けた後に、当該通知のもととなった交付申請の内容を変更(全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。)しようとするときは、あらかじめセンターが定める様式による計画変更承認申請書をセンターに提出し、センターが定める様式による計画変更承認通知書により承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 第7条第1項の交付の決定の通知を受けた外部給電器に係る申請者は、当該外部給電器に係る補助対象経費全額の支払いの完了の日(第9条第1項の規定に基づく中止又は廃止の承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又はセンターが別に定める日のいずれか早い日までに、センターが定める様式による実績報告書をセンターに提出しなければならない。

2 第1項の実績報告書に必要な添付書類は別表4に定める。

(補助金の額の確定等)

第11条 センターは、クリーンエネルギー自動車に係る交付申請があり、第7条第1項の交付の決定をしたときは、併せて補助金の額の確定を行い、当該交付の決定の通知と併せて補助金の額をセンターが定める様式により通知するものとする。

2 センターは、外部給電器に係る前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容)及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、センターが定める様式により通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 センターは、交付要綱第15条に基づく経済産業大臣からの補助金の支払があったときは、前条の規定により確定した交付すべき補助金を遅延なく申請者に支払うものとする。

2 前項の申請者への補助金の支払いは、申請者が補助金交付申請書に記載する補助金の支払先に対する振り込みにより行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 センターは、第9条第1項の規定による計画変更等の申請があった場合又は第7条第1項の交付決定通知を受けた申請者が次の各号の一に該当すると認められる場合は、第7条第1項の規定による決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。
- 二 交付決定通知のもととなった交付申請(第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの)の内容と異なる使用等をした場合。

三 不正、怠慢その他の不適當な行為をした場合。

四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付決定通知のもととなった交付申請(第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの)の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

五 申請者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

- 2 前項の規定は、第11条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 センターは、第1項に基づき交付決定を取消したときには、センターが定める様式の補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。
- 4 センターは、第1項に基づき交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式の補助金返還命令書により、20日以内の期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。
- 5 センターは、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を申請者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 6 第4項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 7 第4項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還を命じられた金額について、返還期限までに返還しない場合は、未返還の金額に対して、返還期限の翌日からの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(取得財産等の管理等)

- 第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車等(以下「取得財産等」という。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
 - 3 センターは、本規程に準じたクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金管理規程を作成して補助金の交付を受けた者に通知し、取得財産等の適正な管理を促すものとする。

(財産処分の制限等)

- 第15条 取得財産等については、一定の期間、処分(補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。)を制限する。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、センターが別に定める。
 - 3 前項の規定により定められた処分を制限する期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。センターは、承認に際して補助金相当額の返納を求めることができる。
 - 4 センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。
 - 5 第3項及び前項の納付について、納付期限は納付指示の通知日から20日以内とし、納付期限内に納付指示をした全額の納付がない場合は、センターは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付させることができる。

(センターによる調査)

- 第16条 センターは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、第4条第2項の承認を受けたクリーンエネルギー自動車等の製造事業者及び輸入事業者並びに申請者(申請者が補助金の交付を受けた後を含む。以下「申請者等」という。)に対して取得財産等の保有に関する調査等を行うことができる。

- 2 前項の製造事業者及び輸入事業者並びに申請者等は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない

(センターによるデータ等の提供要請)

第17条 センターは国の施策に基づきクリーンエネルギー自動車等の普及促進を図るため、必要な範囲において申請者等に対してクリーンエネルギー自動車等の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

- 2 申請者等は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(予算が不足する場合の措置等)

第18条 センターは、第6条第1項の規定に基づいて別に指定する補助金交付申請書提出期限以前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付申請の受付を中止することができる。この場合には、あらかじめセンターのホームページ等で周知するものとする。

- 2 センターは、前項の交付申請の受付中止に関係する必要事項を別に定める。

(暴力団排除に関する誓約)

第19条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。なお、申請者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、センターは本事業を通じ申請者に関して得た情報を国に提供することができる。

(個人情報保護)

第20条 センター及びその職員は、本事業を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

- 2 センター及びその職員は、本事業の実施にあたって第6条第1項の申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

(その他必要な事項)

第21条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、センターが別に定める。

- 2 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、経済産業大臣から補助事業の手續等について見直しを求められた場合には、この交付規程及び前項に規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。
- 3 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、補助対象経費の算定等に資するクリーンエネルギー自動車等の新技術の動向調査、クリーンエネルギー自動車等の普及に向けた調査等を行うことができる。

附則

- 1 この交付規程は、平成31年4月12日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別表1) 補助対象経費の内訳及び補助率

クリーンエネルギー自動車等の区分ごとの補助対象経費及び補助率は下表のとおりとする。

クリーンエネルギー自動車等の区分		補助対象経費	補助率
① 電気自動車 (燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの、原動機付自転車、側車付二輪自動車を除く。)	i. 普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員10人以下の自動車(いわゆる3ナンバー車)	B×(D-200)	1/1 以内
	i. 普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員10人以下の自動車(いわゆる3ナンバー車)以外	C×D	1/1 以内
	ii. 小型自動車 iii. 軽自動車		
② プラグインハイブリッド自動車 (EV 走行換算距離(注)が40km以上の車両に限る)		200 千円	1/1 以内
③ 電気自動車 (燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの)		A-(E+F)	2/3 以内
④ クリーンディーゼル自動車		A-(E+F)	1/15 以内
⑤ 電気自動車(第一種原動機付自転車及び側車付二輪自動車)		A-F	1/4 以内
⑥ 電気自動車(第二種原動機付自転車)		A-F	1/4 以内
⑦ 外部給電器(電気自動車等から電力を取り出す装置)		A	1/3 以内

A:車両・外部給電器本体価格(税抜)

B:一充電走行距離1km 当たりの補助単価 2千円/km

C:一充電走行距離1km 当たりの補助単価 1千円/km

D:一充電走行距離(km) (注)

E:調整額

- ・電気自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの):0円
- ・クリーンディーゼル自動車:200千円

F:基礎額

・クリーンエネルギー自動車として専用設計・製造された電気自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの)、クリーンディーゼル自動車、原動機付自転車及び側車付二輪自動車(いずれも初度登録前のものに限る。)にあつては、当該クリーンエネルギー自動車と同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車(ベース車両)の本体価格に対して、クリーンエネルギー自動車として必要な仕様以外の装備価格差を調整した額。

・補助対象車両が既存自動車をクリーンエネルギー自動車に改造したもの(初度登録前のものに限る。)にあつては、改造後の本体価格から改造に要した費用を差し引いた額。改造に要した費用とは、以下に掲げる経費であつて、算定根拠が明確であるもの。

・部品費

燃料電池・関連機器、充電器が別置型の場合は充電器、ディーゼル内燃機関、排気ガスの浄化装置その他改造に必要な部品等

・工事費

車体(シャシー)改造、エンジン改造、モーターの搭載、燃料電池・関連機器の取り付け、排気ガスの浄化装置の取り付けその他改造に必要な工事費

・設計費

設計に係る試作及び設計図書の作成に要する費用、その他の設計に必要な経費(複数台の改造に設計図書を共有できる場合は、これを考慮して1台当たりの設計費を算定したものの)

・検査費

必要な性能試験及び所定の検査費

・諸費用

改造に必要不可欠な手続等に要する費用

(注)一充電走行距離及びEV 走行換算距離は、JC08 モード値又はWLTC モード値(国土交通省審査値)とする。

ただし、輸入自動車で国土交通省審査値の認定を受けていない検査済自動車は生産国で取得した認定値とする。

(別表2)補助金の交付額の範囲

補助金の交付額は、次のクリーンエネルギー自動車の区分ごとに定める上限額の範囲内で定める。

- ・軽自動車・小型自動車・普通自動車である電気自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの、原動機付自転車、側車付二輪自動車を除く)にあつては400千円
- ・軽自動車・小型自動車・普通自動車であるプラグインハイブリッド自動車にあつては200千円
- ・クリーンディーゼル自動車にあつては150千円
- ・第一種原動機付自転車、側車付二輪自動車にあつては60千円
- ・第二種原動機付自転車にあつては120千円
- ・軽自動車・小型自動車・普通自動車である電気自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの)にあつては2,250千円

(別表3) 補助金の申請要件

次の要件をすべて満たすこと。

【クリーンエネルギー自動車】

- ① 申請車両は、初度登録された車両(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。
- ② 申請車両は、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が自家用であること
- ③ 申請車両は、センターが別に定める期間内に初度登録され、かつ過去に補助金申請したことのない車両であること。
- ④ 申請車両は、代金の支払いが手形ではなく現金で完了している車両であること。
- ⑤ 申請者は車両購入者であり、申請車両の自動車検査証上の所有者および使用者は申請者であること。但し、リースの場合は、申請者はリース会社であり、自動車検査証上の所有者はリース会社、使用者は当該車両のリースを受ける者であること。所有権留保付ローン購入の場合は、申請者は車両購入者であり、自動車検査証上の所有者は自動車会社又はローン会社等、使用者は申請者であること。また、法人による申請及び法人が申請車両のリースを受ける者である場合に限り、当該法人の役員又は従業員が、申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得したことによって自動車検査証上の使用者となっている場合も申請を認める。
- ⑥ リースの場合は、補助金は一旦リース会社に交付されるので、リース会社は、補助金相当額を反映したリース料金を設定すること。
- ⑦ 自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両の場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。
- ⑧ 自動車を販売する業を営む法人のうち、自動車を販売する業を主として営む法人が、当該車両の自動車検査証上の使用者となる場合は、その者が当該車両と同一名称の車両を、当該車両の初度登録日前一年以内に販売していないこと、かつ、初度登録日後一年以内は販売しないこと。
自動車を販売する業を主として営む法人の定義については、センターが別に定める。
- ⑨ 申請車両に関し、走行データ記録機材の搭載及び記録されたデータの国及びセンター(これらが指定する機関を含む。)への提供への協力を求められた場合は、これを了承すること。
- ⑩ センターが定める仕様の申請車両については、申請者は、センターが指定するJクレジット事業実施団体(Jクレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう。)への入会、当該団体及び国への当該申請者に係る個人情報の提供、その他Jクレジット制度への協力を求められた場合は、これを了承すること(申請者自身が排出削減事業を行う場合、又は、排出削減事業を行う他の団体に入会する場合を除く。)
- ⑪ 申請者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)によって法人番号の指定を受けた者(以下「法人番号保有者」という。)にあつては、補助金の交付を受けた場合には、その情報が国の法人インフォメーションサイトにおいて公表されることを了承すること
- ⑫ 給電機能を有した次世代自動車の申請者は、申請車両の所有に関する情報について、国・地方公共団体からセンターに情報提供の要請があつた場合には、センターが情報提供することを了承すること
また災害時等に、申請車両の貸与について、国・地方公共団体から要請があつた場合には、可能な範囲で協力するよう努めること
- ⑬ センターから求められた場合には、利用状況に関するデータ(利用頻度等)を提供し、当該データについて国への提供を行うことを了承すること

【外部給電器】

- ① 交付決定後に購入される外部給電器(中古を除く)であること
- ② 購入費の支払いは、全額を現金一括で支払うこと
- ③ リースの場合は、補助金は一旦リース会社に交付されるので、リース会社は、補助金相当額

を反映したリース料金を設定すること

- ④ 申請者は、外部給電器の購入者であること。但し、リースの外部給電器の場合は、申請者はリース会社であり、当該外部給電器のリースを受ける使用者は地方公共団体またはその他法人(独立行政法人を除く)であること
- ⑤ 申請者は、申請する外部給電器の所有に関する情報について、国・地方公共団体からセンターに情報提供の要請があった場合には、センターが情報提供することを了承すること。
また災害時等に、申請する外部給電器の貸与について国・地方公共団体から要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めること
- ⑥ センターから求められた場合には、利用状況に関するデータ(利用頻度等)を提供し、当該データについて国への提供を行うことを了承すること

(別表4)申請に必要な添付書類

【クリーンエネルギー自動車】

1. 申請者を確認する書類

- ①申請者が法人(地方公共団体、リース会社を除く)の場合は、商業登記簿の全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)の写し(発行から3カ月以内のもの、複写可)及びセンターが別に定める役員等名簿
- ②申請者が個人の場合は、本人確認書類(免許証、健康保険証、住民票等)の写し
- ③申請者がリース会社の場合は、リース会社自身に関する上記①の書類、及び、当該車両の使用者に関し、それが法人の場合は上記①の書類、それが個人の場合は上記②の書類

2. 申請車両及び車両代金の支払いを確認する書類

- ①自動車検査証の写し又は標識交付証明書の写し(標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控の写し又は標識届出証明の写し等)
- ②車両代金支払証憑の写し(注)
- ③リース目的で取得した車両を申請する場合については、リース契約書(自動車賃貸借契約書)の写し

3. 補助金を受ける車両(取得財産等)の管理のための書類

- ①取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し

4. その他センターが定めるもの

(注)支払証憑の写しとは、申請者宛ての領収証(購入者が受領したものの写し)、又は銀行振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込み証明書(振込金受取書等の写し)等とする。

なお、支払証憑を補完する書類として次のものが必要となる場合がある。

- ・支払証憑の記載金額が、車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額がわかる内訳明細表。
- ・下取車の価格を購入金額の一部に充当した場合は、査定士が適正下取価格であることを認めた「下取車入庫証明書」(様式は別に定める。)
- ・申請者が車両代金の支払いのため銀行又はクレジット会社のローンを利用した場合は、車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛ての領収証。
当該領収証には、申請者名と当該車両代金の支払い分であることが明記されていること。

【外部給電器】

●補助金交付申請時

1. 申請者を確認する書類

- ①申請者(地方公共団体を除く)に関する商業登記簿の全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)の写し(発行から3カ月以内のもの、複写可)及びセンターが別に定める役員名簿
 - ②申請者がリース会社の場合は、リース会社自身に関する上記①の書類、及び、当該外部給電器の使用者(地方公共団体を除く)に関する上記①の書類
 - 2. 申請する外部給電器を確認する書類
 - ①申請者宛ての見積書、注文書、契約書のいずれか一つの写しで、販売業者の押印があり、メーカー名、型式、購入価格(予定価格)、購入費の支払いが現金一括払いであることを確認できる支払い条件(現金、振込等)が、明記されていること
 - 3. その他センターが定めるもの
- 実績報告時
- 1. 外部給電器購入完了報告書
 - 2. 申請した外部給電器及び当該外部給電器の代金の支払いを確認する書類
 - ①交付決定後に新規に購入された外部給電器であることが確認できる書類
 - ・購入日が記された保証書もしくは納品日が記された納品書(写し)
 - ②外部給電器の代金の支払いが完了していることを確認できる書類
 - ・申請者(購入者)宛ての領収証又は銀行振込み等で領収証の無い場合は、銀行発行の振込み証明書(振込金受取書等)等(写し)。
 - ③リース会社がリース目的で購入した外部給電器の場合は、リース契約書(写し)
 - 3. 補助金を受ける外部給電器(取得財産等)の管理のための書類
 - ①取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(写し)
 - 4. その他センターが定めるもの

平成31年度クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金
業務実施細則

制定：平成31年4月12日

(趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が行うクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する業務は、クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則（以下「実施細則」という。）による。

(用語)

第2条 この実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

(補助金交付額)

第3条 交付規程第5条第1項に規定する銘柄ごとにセンターが定める補助金交付額は、別表1の通りとする。

(補助金の交付申請)

第4条 交付規程第6条第1項に規定するセンターが別に定める補助金交付申請書の提出期限は、クリーンエネルギー自動車導入に係る申請にあっては平成32年3月2日、外部給電器に係る申請にあっては平成32年1月31日とする。

2 交付規程別表3のクリーンエネルギー自動車の申請要件③に規定するセンターが別に定める申請車両の初度登録の期間は、平成31年1月1日から平成32年2月21日までとする。また、個別車両ごとの補助金交付申請書の提出期限は、当該車両の初度登録の日から1か月以内とする。ただし、売買契約の方式を要因とする代金の支払い事務手続に要する期間等の観点からセンターが特別な期間を設定し、ホームページ等において告知した場合には、その告知した補助金交付申請書の提出期限も認める。

3 交付規程別表3のクリーンエネルギー自動車の申請要件⑧に規定する自動車を販売する業を主として営む者とは、自動車を販売する業を営む者のうち、次の各号のいずれにも該当する者をいう。ただし、新たに自動車を販売する業を営む者である場合については、以下の各号の要件に準じてセンターが個別に判断する。

- 一 直近の会計年度における総売上に占める自動車販売（新車販売に係るもの）に係る売上の比率が15%超である者
- 二 直近の会計年度における年間の新車販売台数が20台超である者
- 三 前各号に相当する者としてセンターが特に認める者

4 交付規程別表3のクリーンエネルギー自動車の申請要件⑩に規定するセンターが定める仕様の車両は、道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた電気自動車とする。

5 交付規程別表3のクリーンエネルギー自動車の申請要件⑩に規定するセンターが指定するJ-クレジット事業実施団体は、J-グリーン・リンクージ倶楽部とする。

6 交付規程別表4に規定する申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは別表3のとおりとする。

(補助金交付額の算定方法)

第5条 センターは、第3条で規定する銘柄ごとの補助金交付額の算定を以下の各項に掲げる方法で行う。

2 車両の製造事業者から補助対象車両として申請のあった銘柄は、別表2の補助金交付額の算定のための条件を満たすものであること。

3 当該銘柄の補助金交付額は、交付規程別表1に定める方法で求めた補助対象経費に、銘柄ごとに定めた補助率を乗じた額から千円未満の端数を切り捨てた額とする。

(利益等排除の方法)

第6条 交付規程第6条第2項第五号に規定する利益等排除の方法は別表4に定める。

(計画変更の承認等)

第7条 センターは、交付規程第7条第1項に規定するところの交付申請に係る事項の修正、同条第2項に規定するところの条件の付加、第9条に規定するところの計画変更の承認及びその他の理由により、当初の申請に係る補助金額が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

2 センターは、交付規程第9条に規定するところの計画変更の内容が、軽微な変更であると認められる場合は、計画変更の承認申請によらず、届出とすることができる。

(取得財産等の管理等)

第8条 交付規程第13条第3項に規定するクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金管理規程を別表5のとおり定める。

(実績報告書等)

第9条 交付規程第10条第1項に規定するセンターが別に定める実績報告書の提出期限は平成32年3月2日とする。

2 交付規程別表4に規定する外部給電器の実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表3のとおりとする。

(取得財産等の処分制限等)

第10条 交付規程第15条第2項に規定する取得財産等の処分を制限する期間を別表6のとおり定める。

2 交付規程第15条第3項に基づきセンターが補助金の返納を求めるときは、補助事業等により取得し又は効用が増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16・06・10会計課第5号）を準用し、残存簿価相当額は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表第十に基づく定率法で算出する。ただし、その取得財産等の処分が本人責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして次の各号に該当するときは、センターは補助金の返納を求めないものとする。

- 一 取得財産等が天災等により走行不能となり抹消処分した場合及び使用不能になり廃棄処分した場合
- 二 取得財産等が過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合
- 三 取得財産等が道路運送車両法の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第56条第4項の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けた自動車など別に定める特殊な自動車であり、その有効期間を超過し、公道走行が不可能となった場合。
- 四 その他センターが特に認める場合

(予算が不足する場合の措置等)

第11条 交付規程第18条第2項に規定するところの交付申請の受付中止に関係して必要な事項を次の各項に定める。

2 センターは、交付申請の受付中止に関し、予め定めた日をもって中止する方法又は補助金申請額が予算額を超過した日をもって中止する方法のいずれかを決定し告知する。

3 センターは、交付申請の受付を中止する旨を告知した時は、当該告知日からホームページ等で定期的に予算消化状況を公表する。

4 センターは、予め定めた日又は補助金申請額が予算額を超過した日をもって交付申請の受付を終了し、

ホームページ上で交付申請の受付を終了したことを告知する。

- 5 センターは、予め定めた日又は予算超過日の前日までにセンターに到着した交付申請を審査対象とし、それ以降にセンターに到着した交付申請は全て無効として扱う。

(審査委員会)

第12条 センターは、クリーンエネルギー自動車等に関連する分野に精通しかつ中立的な立場の団体の所属者及び学識経験者による審査委員会を組織し、経済産業省へ提出する交付規程に関する審議、実施細則の制定及び変更（軽微なものを除く。）、補助金の交付の対象となるクリーンエネルギー自動車等の審査及び補助金交付額の決定、その他、補助金の交付に係る重要な事項等について、当該審査委員会の審議を経て決定する。

(様式)

第13条 交付規程によりセンターが定める様式は、様式1から様式19までのとおりとする。

(附則)

1. この業務実施細則は、平成31年4月12日から施行する。
2. 当実施細則で規定する日付は、新元号を定める政令の施行日以降は、新元号に読み替えることとする。

(別表1) 銘柄ごとの補助金交付額

【電気自動車】

2019年5月23日現在

メーカー名・車名	型式	補助金 交付額 (千円)	参考			
			一充電 走行距離 km	定価(円) ※1	補助率	外部給 電機能 ※2
ジャガー I-PACE	S	400	438	8,879,630	1/1	無
	SE	400	438	9,851,852	1/1	
	HSE	400	438	10,759,260	1/1	
	S エアサスペンション	400	438	9,098,148	1/1	
	SE エアサスペンション	400	438	10,070,370	1/1	
	HSE エアサスペンション	400	438	10,977,778	1/1	
	First Edition	400	438	12,148,149	1/1	
テスラ モデル S	Model S-L1S-66	400	480	8,333,334	1/1	無
	Model S-L2S-L2S-66	400	490	9,287,038	1/1	
	Model S-L2S-L2S-87	400	632	9,414,815	1/1	
	Model S-L2S-L1S-87	400	613	10,439,815	1/1	
テスラ モデル X	Model X-L2S-L2S-66	400	417	10,157,408	1/1	無
	Model X-L2S-L2S-87	400	565	9,935,186	1/1	
	Model X-L2S-L1S-87	400	542	10,939,816	1/1	
日産 e-NV200バン	GXルートバン(40kWhモデル)	300	300	3,662,000	1/1	有
	GX 2人乗り(40kWhモデル)	300	300	3,662,000	1/1	
	GX 5人乗り(40kWhモデル)	300	300	3,754,000	1/1	
日産 e-NV200ワゴン	G 5人乗り(40kWhモデル)	200	300	4,260,000	1/1	有
	G 7人乗り(40kWhモデル)	200	300	4,410,000	1/1	
日産 e-NV200 バン	GXルートバン 16モデル	190	190	3,253,000	1/1	有
	GX 2人乗り 16モデル	190	190	3,253,000	1/1	
	GX 5人乗り 16モデル	188	188	3,464,000	1/1	
	VXルートバン 16モデル	190	190	3,050,000	1/1	
	VX 2人乗り 16モデル	190	190	3,050,000	1/1	
	VX 5人乗り 16モデル	188	188	3,265,000	1/1	
日産 リーフ	S	400	400	3,003,000	1/1	有
	X	400	400	3,390,000	1/1	
	X 10万台記念車	400	400	3,433,000	1/1	
	G	400	400	3,703,000	1/1	
	NISMO	300	350	3,734,000	1/1	
	e+ X	400	570	3,854,000	1/1	
	e+ G	400	570	4,379,000	1/1	
	AUTECH	380	390	3,640,000	1/1	
e+ AUTECH	400	560	4,104,000	1/1		
日産 リーフ	24S (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	56	228	2,526,000	1/1	有
	24S	56	228	2,596,000	1/1	
	24S エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	56	228	2,806,000	1/1	
	24S エアロスタイル	56	228	2,876,000	1/1	
	24X (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	56	228	2,943,000	1/1	
	24X	56	228	3,013,000	1/1	
	24X エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	56	228	3,243,000	1/1	
	24X エアロスタイル	56	228	3,313,000	1/1	
	24G (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	56	228	3,286,000	1/1	
	24G	56	228	3,356,000	1/1	
	24G エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	56	228	3,536,000	1/1	
	24G エアロスタイル	56	228	3,606,000	1/1	
	30S (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	160	280	2,891,000	1/1	
	30S	160	280	2,961,000	1/1	
	30S エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	160	280	3,171,000	1/1	
	30S エアロスタイル	160	280	3,241,000	1/1	
	30X (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	160	280	3,308,000	1/1	
	30X	160	280	3,378,000	1/1	
	30X thanks edition (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	160	280	3,378,000	1/1	
30X thanks edition	160	280	3,448,000	1/1		

メーカー名・車名		型式	補助金 交付額 (千円)	参考						
				一充電 走行距離 km	定価(円) ※1	補助率	外部給 電機能 ※2			
普通 自動車	日産 リーフ	30X エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	160	280	3,608,000	1/1	有			
		30X エアロスタイル	160	280	3,678,000	1/1				
		30X エアロ thanks edition (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	160	280	3,648,000	1/1				
		30X エアロスタイル thanks edition	160	280	3,718,000	1/1				
		30G (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	160	280	3,651,000	1/1				
		30G	160	280	3,721,000	1/1				
		30G thanks edition	160	280	3,821,000	1/1				
		30G エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	160	280	3,901,000	1/1				
		30G エアロスタイル	160	280	3,971,000	1/1				
		30G エアロスタイル thanks edition	160	280	4,226,000	1/1				
		ドライビングヘルパー 30X	160	280	3,725,000	1/1				
		ドライビングヘルパー 30G	160	280	4,068,000	1/1				
		アンシャント助手席回転シート 30X	160	280	3,405,000	1/1				
		アンシャント助手席回転シート 30G	160	280	3,748,000	1/1				
		日産 リーフ	S (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル	ZAA-AZE0	56	228		2,466,000	1/1	有
			S 15モデル		56	228		2,536,000	1/1	
	S エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル			56	228	2,746,000	1/1			
	S エアロスタイル 15モデル			56	228	2,816,000	1/1			
	X (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル			56	228	2,855,000	1/1			
	X 15モデル			56	228	2,925,000	1/1			
	X エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル			56	228	3,135,000	1/1			
	X エアロスタイル 15モデル			56	228	3,205,000	1/1			
	X 80th 15モデル (サイド/カーテンエアバッグシステム無)			56	228	3,005,000	1/1			
	X 80th Special Color Limited 15モデル			56	228	3,075,000	1/1			
	X 運転席マイティグリップ (サイドエアバッグ無) 15モデル			56	228	2,905,000	1/1			
	G (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル			56	228	3,213,000	1/1			
	G 15モデル		56	228	3,283,000	1/1				
	G エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル		56	228	3,443,000	1/1				
G エアロスタイル 15モデル		56	228	3,513,000	1/1					
ドライビングヘルパー X 15モデル		56	228	3,205,000	1/1					
ドライビングヘルパー G 15モデル		56	228	3,563,000	1/1					
アンシャント 助手席回転シート X 15モデル		56	228	2,952,000	1/1					
アンシャント 助手席回転シート G 15モデル		56	228	3,310,000	1/1					
BMW i3	ZAA-8P00	320	360	5,027,778	1/1	無				
BMW i3	Atelier		380	390	5,009,259	1/1	無			
	Lodge	ZAA-1Z00	380	390	5,398,148	1/1				
	Suite		380	390	5,537,037	1/1				
フォルクスワーゲン e-Golf		ZAA-AUEAZ	202	301	4,620,370	1/1	無			
	Premium		202	301	4,952,778	1/1				
小型・ 軽自動車	三菱 i-MiEV	X	ZAA-HD4W	164	164	2,730,000	1/1	有		
	三菱 i-MiEV	X	ZAA-HA4W	172	172	2,430,000	1/1	有		
		M		120	120	2,105,000	1/1			
	三菱 ミニキャブ・ミーブ	CD(16.0kWh)	(4人)	ZAB-U68V	150	150	1,991,000	1/1	有	
			(2人)		150	150	1,971,000	1/1		
		CD(10.5kWh)	(4人)		100	100	1,638,000	1/1		
(2人)			100		100	1,666,000	1/1			

※1定価は最新のメーカー希望小売価格(税抜)

※2外部給電機能とは、外部給電器を経由して又は車載コンセント(1500W/AC100V)から電力を取り出せる機能をいう

「有」・・・外部給電機能が全仕様(全グレード)で標準装備されている車種

「無」・・・「有」以外の車種(一部の仕様のみ標準装備又はオプション装備)

【プラグインハイブリッド自動車】

メーカー名・車名		型式	補助金 交付額 (千円)	参考				
				EV走行 換算距離 km	定価(円) ※1	補助率	外部給 電機能 ※2	
普通・ 小型 自動車	トヨタ プリウス PHV (2017年1月6日以降 生産の車両含む)	S	200	68.2	2,943,000	1/1	無	
		S“セーフティパッケージ”	200	68.2	3,042,000	1/1		
		S“Safety Plus”	200	68.2	3,079,000	1/1		
		S“ナビパッケージ”	200	68.2	3,390,000	1/1		
		S“ナビパッケージ・Safety Plus”	200	68.2	3,454,000	1/1		
		S“GR SPORT”	200	68.2	3,359,667	1/1		
		S“ナビパッケージ・GR SPORT”	200	68.2	3,801,667	1/1		
		A	200	68.2	3,243,000	1/1		
		A“ナビパッケージ”	200	68.2	3,636,000	1/1		
		A“Utility Plus”	200	68.2	3,546,000	1/1		
		A“レザーパッケージ”	200	68.2	3,765,000	1/1		
		Aプレミアム	200	68.2	3,532,000	1/1		
		Aプレミアム“ナビパッケージ”	200	68.2	3,950,000	1/1		
		助手席回転チルトシート車S	200	68.2	3,105,000	1/1		
	助手席回転チルトシート車S“ナビパッケージ”	200	68.2	3,552,000	1/1			
	助手席回転チルトシート車S“セーフティパッケージ”	200	68.2	3,204,000	1/1			
	BMW 225xe iPerformance Active Tourer	Luxury	DLA-2C15	200	42.4	4,981,481	1/1	無
		M Sport		200	42.4	5,175,926	1/1	
	BMW 530e iPerformance	Luxury	CLA-JA20P	200	52.5	7,685,185	1/1	無
		M Sport		200	52.5	7,916,667	1/1	
	BMW 740e iPerformance	Standard	DLA-7D20	200	42.0	10,148,148	1/1	無
		Executive		200	42.0	11,944,444	1/1	
		Excellence		200	42.0	12,611,111	1/1	
		M Sport		200	42.0	12,157,407	1/1	
	BMW i3	レンジエクステンダー装備車	3LA-8P06	200	295.0	5,481,481	1/1	無
	BMW i3	Atelier レンジエクステンダー装備車	DLA-1Z06	200	288.9	5,462,963	1/1	無
Lodge レンジエクステンダー装備車		200		288.9	5,851,852	1/1		
Suite レンジエクステンダー装備車		200		288.9	5,990,741	1/1		
BMW i8	クーペ	CLA-2Z15U	200	54.8	19,407,407	1/1	無	
	ロードスター		200	54.8	20,685,185	1/1		
BMW i8		DLA-2Z15	200	40.7	18,787,037	1/1	無	
フォルクスワーゲン Golf GTE		DLA-AUCUK	200	45.0	4,342,593	1/1	無	
フォルクスワーゲン Passat GTE		DLA-3CCUK	200	53.3	4,961,111	1/1	無	
	Advance		200	53.3	5,524,074	1/1		
フォルクスワーゲン Passat GTE Variant		DLA-3CCUK	200	47.9	5,146,296	1/1	無	
	Advance		200	47.9	5,709,259	1/1		
ポルシェ Panamera4 E-Hybrid		ALA-G2J29A	200	46.4	13,296,297	1/1	無	
	Sport Turismo		200	44.1	14,086,112	1/1		
	Executive	ALA-G2J29AX	200	46.4	14,425,926	1/1		
ポルシェ Panamera Turbo S E-Hybrid		ALA-G2J40A	200	45.3	26,212,963	1/1	無	
	Sport Turismo		200	45.3	26,919,445	1/1		
	Executive	ALA-G2J40AX	200	45.3	28,185,186	1/1		
ボルボ V60	T6 Twin Engine AWD Momentum	5LA-ZB420PT6	200	41.3	6,101,852	1/1	無	
	T6 Twin Engine AWD Inscription		200	41.3	7,027,778	1/1		
	T8 Twin Engine AWD Inscription		5LA-ZB420P	200	40.9	7,583,333		1/1
ボルボ V90		DLA-PB420PA	200	45.0	8,925,926	1/1	無	
ボルボ XC60		DLA-UB420XCPA	200	45.4	8,324,074	1/1	無	
ボルボ XC90	Inscription	DLA-LB420XCPA	200	40.4	10,037,037	1/1	無	
	Excellence		200	40.4	12,120,370	1/1		
ホンダ CLARITY PHEV		6LA-ZC5	200	114.6	5,445,000	1/1	有	
三菱 アウトランダー PHEV	S Edition	5LA-GG3W	200	65.0	4,713,000	1/1	有	
	G Premium Package		200	65.0	4,438,000	1/1		
	G Plus Package		200	65.0	4,148,000	1/1		
	G		200	65.0	3,873,000	1/1		
	G limited Edition		200	65.0	3,648,000	1/1		

メーカー名・車名			型式	補助金 交付額 (千円)	参考			
					EV走行 換算距離 km	定価(円) ※1	補助率	外部給 電機能 ※2
普通・ 小型 自動車	三菱 アウトランダー PHEV	S Edition	DLA-GG2W	200	60.2	4,434,500	1/1	有
		G Premium Package		200	60.2	4,334,500	1/1	
		G Navi Package		200	60.8	4,004,500	1/1	
		G Safety Package		200	60.8	3,679,500	1/1	
		G Limited Edition		200	60.8	3,543,000	1/1	
		M		200	60.8	3,388,400	1/1	
	MINI Cooper S E Crossover ALL4	MINI Connected未装備	CLA-YU15	200	42.4	4,611,111	1/1	無
				200	42.4	4,583,333	1/1	
	メルセデス・ベンツ S 560 e long		DLA-222173	200	40.1	15,712,963	1/1	無

※1定価は最新のメーカー希望小売価格(税抜)

※2外部給電機能とは、外部給電器を経由して又は車載コンセント(1500W/AC100V)から電力を取り出せる機能をいう

「有」・・・外部給電機能が全仕様(全グレード)で標準装備されている車種
「無」・・・「有」以外の車種(一部の仕様のみ標準装備又はオプション装備)

【燃料電池自動車】

メーカー名・車名			型式	補助金 交付額 (千円)	参考			
					基準額 (千円)	定価(円) ※1	補助率	外部給 電機能 ※2
FCV	トヨタ MIRAI	ZBA-JPD10	2,020	3,706	6,736,000	2/3	有	
	ホンダ CLARITY FUEL CELL	ZBA-ZC4	2,080	3,983	7,104,000	2/3	有	

※1定価は最新のメーカー希望小売価格(税抜)

※2外部給電機能とは、外部給電器を経由して又は車載コンセント(1500W/AC100V)から電力を取り出せる機能をいう

「有」・・・外部給電機能が全仕様(全グレード)で標準装備されている車種
「無」・・・「有」以外の車種(一部の仕様のみ標準装備又はオプション装備)

【クリーンディーゼル自動車】

メーカー名・車名			型式	補助金 交付額 (千円)	参考			
					基準額 (千円)	定価(円) ※1	補助率	
普通・ 小型 自動車	アルピナ BMW アルピナ D5S(2018年2月1日以降の契約)	FDA-5U20	87	10,721	12,027,778	1/15		
	アルピナ BMW アルピナ D5S(2018年1月31日以前の契約)	FDA-5U20	107	10,309	11,925,926	1/15		
	アルピナ BMW アルピナ XD3	3DA-LU20	93	8,728	10,129,630	1/15		
	トヨタ ランドクルーザー プラド (2017年9月 一部改良型)	TX(5人)	LDA-GDJ150W	24	3,476	3,845,000	1/15	
		TX(5人)(北海道地区)		24	3,502	3,871,000	1/15	
		TX(7人)		24	3,619	3,988,000	1/15	
		TX(7人)(北海道地区)		24	3,645	4,014,000	1/15	
		TX"レパッケージ"(5人)		24	3,953	4,322,000	1/15	
		TX"レパッケージ"(5人)(北海道地区)		24	3,979	4,348,000	1/15	
		TX"レパッケージ"(7人)		24	4,096	4,465,000	1/15	
		TX"レパッケージ"(7人)(北海道地区)		24	4,122	4,491,000	1/15	
		TZ-G(7人)		LDA-GDJ151W	24	4,596	4,966,000	1/15
		TZ-G(7人)(北海道地区)			24	4,622	4,992,000	1/15
	フォルクスワーゲン Passat Alltrack	TDI 4MOTION	LDA-3CDFCF	21	4,465	4,786,111	1/15	
		TDI 4MOTION Advance		23	5,005	5,350,926	1/15	
	マツダ CX-3 2018年4月以降生産 一部改良型18MY	XD Exclusive Mods AT(FF)	3DA-DK8FW	16	2,408	2,656,000	1/15	
		XD Exclusive Mods AT(4WD)	3DA-DK8AW	16	2,613	2,865,260	1/15	
	マツダ CX-3 2016年10月以降生産 一部改良型 16MY	XD Noble Brown AT(FF)	LDA-DK5FW	16	2,377	2,630,000	1/15	
	マツダ CX-8 2018年10月以降生産 一部改良型 18MY	XD PROACTIVE AT(FF)	3DA-KG2P	25	3,043	3,420,000	1/15	
		XD L Package AT(FF)		34	3,400	3,915,000	1/15	
XD AT(4WD)		23		2,991	3,340,000	1/15		
XD PROACTIVE AT(4WD)		25		3,250	3,635,000	1/15		
	XD L Package AT(4WD)		34	3,615	4,130,000	1/15		

メーカー名・車名		型式	補助金 交付額 (千円)	参考		
				基準額 (千円)	定価(円) ※1	補助率
普通・ 小型自動車	マツダ CX-8	XD AT(FF)	23	2,613	2,960,000	1/15
		XD PROACTIVE AT(FF)	25	2,896	3,275,000	1/15
		XD L Package AT(FF)	33	3,156	3,665,000	1/15
		XD AT(4WD)	23	2,823	3,175,000	1/15
		XD PROACTIVE AT(4WD)	25	3,106	3,490,000	1/15
		XD L Package AT(4WD)	34	3,366	3,880,000	1/15
	三菱 デリカD:5	M	15	3,322	3,558,000	1/15
		G	15	3,415	3,650,000	1/15
		G-Power Package	15	3,545	3,780,000	1/15
		P	15	3,665	3,904,000	1/15
		URBAN GEAR G	15	3,531	3,766,000	1/15
		URBAN GEAR G-Power Package	15	3,661	3,896,000	1/15
普通特 種用途 自動車	トヨタ ハイエース/レジアスエース ウエルキャブ 2017年12月以降生産 一部改良型	Aタイプ°	22	3,907	4,244,000	1/15
			22	4,042	4,379,000	1/15
		ASタイプ°	22	4,027	4,364,000	1/15
			22	4,162	4,499,000	1/15
		Bタイプ°	22	3,881	4,218,000	1/15
			22	4,016	4,353,000	1/15
		Cタイプ°	22	3,855	4,192,000	1/15
			22	3,990	4,327,000	1/15
		Fタイプ°	22	3,940	4,277,000	1/15
			22	4,075	4,412,000	1/15
		Aタイプ°	22	4,190	4,527,000	1/15
			22	4,325	4,662,000	1/15
	QDF-GDH201K(改)	ASタイプ°	22	4,310	4,647,000	1/15
			22	4,445	4,782,000	1/15
		Bタイプ°	22	4,164	4,501,000	1/15
			22	4,299	4,636,000	1/15
		Cタイプ°	22	4,138	4,475,000	1/15
			22	4,273	4,610,000	1/15
	QDF-GDH206K(改)	Fタイプ°	22	4,223	4,560,000	1/15
			22	4,358	4,695,000	1/15
		Bタイプ°	15	4,403	4,635,000	1/15
			15	4,480	4,712,000	1/15
		Dタイプ°	15	4,480	4,712,000	1/15
			15	4,480	4,712,000	1/15
	トヨタ ハイエース/レジアスエース ウエルキャブ 2016年6月以降生産 一部改良型	Aタイプ°	21	3,735	4,051,000	1/15
			21	3,870	4,186,000	1/15
		ASタイプ°	21	3,855	4,171,000	1/15
			21	3,990	4,306,000	1/15
		Bタイプ°	21	3,709	4,025,000	1/15
			21	3,844	4,160,000	1/15
Cタイプ°		21	3,683	3,999,000	1/15	
		21	3,818	4,134,000	1/15	
Fタイプ°		21	3,768	4,084,000	1/15	
		21	3,903	4,219,000	1/15	
Aタイプ°		21	4,018	4,334,000	1/15	
		21	4,153	4,469,000	1/15	
ASタイプ°		21	4,138	4,454,000	1/15	
		21	4,273	4,589,000	1/15	
Bタイプ°		21	3,992	4,308,000	1/15	
		21	4,127	4,443,000	1/15	
Cタイプ°		21	3,966	4,282,000	1/15	
		21	4,101	4,417,000	1/15	
Fタイプ°	21	4,051	4,367,000	1/15		
	21	4,186	4,502,000	1/15		
日産 NV350 キャラバン チェアキャブ	車いす2名仕様(2WD)	LDF-CW4E26(改)	18	3,978	4,249,000	1/15
	車いす1+1名仕様(2WD)		18	4,038	4,309,000	1/15
	車いす2名仕様(4WD)	LDF-CW8E26(改)	18	4,264	4,535,000	1/15
	車いす1+1名仕様(4WD)		18	4,324	4,595,000	1/15

メーカー名・車名		型式	補助金 交付額 (千円)
普通 特殊 用途 自動車	日産 NV350 キャラバン チェアキャブ	M仕様	LDF-CW4E26(改)
		C仕様	
		M仕様	LDF-CW8E26(改)
		C仕様	

参考		
基準額 (千円)	定価(円) ※1	補助率
3,705	3,976,000	1/15
3,768	4,039,000	1/15
3,988	4,259,000	1/15
4,051	4,322,000	1/15

※1定価は最新のメーカー希望小売価格(税抜)

【側車付二輪自動車・原動機付自転車】

メーカー名・車名		型式	補助金 交付額 (千円)	
一側 車付	ミツオカ Like-T3	L	60	
		L+	60	
原付	ホンダ PCX ELECTRIC	予備バッテリー2個セット	ZAD-EF01	
			111	
	スズキ e-Let's	ZAD-CZ81A	41	
			スズキ e-Let's W	60
			ヤマハ EC-03	33
ヤマハ E-Vino	ZAD-SY11J	26		

参考		
基準額 (千円)	定価(円) ※1	補助率
476	1,395,000	1/4
456	1,435,000	1/4
285	729,500	1/4
285	895,500	1/4
134	298,000	1/4
134	378,000	1/4
105	240,000	1/4
113	219,000	1/4

※1定価は最新のメーカー希望小売価格(税抜)

【外部給電器】

メーカー名	型式	補助金 交付額 (千円)
豊田自動織機	EVPS-L1	500
ニチコン	VPS-4C1A	216
本田技研工業	EBHJ	364
三菱自動車工業	MZ604775	47

参考	
定価(円) ※1	補助率
1,500,000	1/3
650,000	1/3
1,092,593	1/3
142,667	1/3

※1定価は最新のメーカー希望小売価格(税抜)

(別表2) 補助金交付額の算定のための条件

1. クリーンエネルギー自動車として設計・製造されたもの	
クリーンエネルギー自動車の区分	補助金交付額の算定のための条件
電気自動車 (燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするものを除く)	①搭載された蓄電池が鉛電池以外で、総電力量が明確であること。 ②「搭載された電池の性能保証」が設定されていること。
プラグインハイブリッド自動車	
電気自動車 (燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの)	①当該クリーンエネルギー自動車と同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車(以下「ベース車両」という。)が適切に選定されていること。 ②ベース車両とクリーンエネルギー自動車との車両本体価格の差について、クリーンエネルギー自動車として必要な仕様以外の装備の価格差の調整が適正であること。 ③当該クリーンエネルギー自動車とベース車両との差額が、許容できる範囲内で明確に説明され適正と認められるものであること。
クリーンディーゼル自動車	
原動機付自転車 側車付二輪自動車	
2. 既存自動車をクリーンエネルギー自動車に改造したもの	
(当条件の適用対象となるクリーンエネルギー自動車は、電気自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの)、クリーンディーゼル自動車、原動機付自転車に限る)	
改造に要した費用として計上されている費用項目が適切であり、費用の算定根拠が許容できる範囲内で明確に説明されていること。	
【費用項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・部品費 燃料電池・関連機器、充電器が別置型の場合は充電器、ディーゼル内燃機関、排気ガスの浄化装置、その他改造に必要な部品等 ・工事費 車体(シャシー)改造、エンジン改造、モーターの搭載、燃料電池・関連機器の取り付け、排気ガスの浄化装置の取り付け、その他改造に必要な工事費 ・設計費 設計に係る試作及び設計図書の作成に要する費用、その他設計に必要な経費(複数台の改造に設計図書を共有できる場合は、これを考慮して1台当たりの設計費を算定したもの) ・検査費 必要な性能試験及び所定の検査費 ・諸費用 改造に必要不可欠な手続等に要する費用 	

(別表3) 補助金交付申請・実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

●補助金交付申請時

【クリーンエネルギー自動車】

①リース車両にあつては次の書類

- ・リース料金算定根拠明細書。

このリース料金算定根拠明細書のリース料金は、補助金相当額が月々のリース料金の引き下げに反映されたものであること

②クレジット契約等により車検証上の所有者と使用者が異なる場合にはあつては次の書類

- ・保管場所標章番号通知書又は使用者が契約者である任意自動車保険契約書

これらが無い場合は、補助金の申請者と当該車両の使用者が一致することを証する書面

③法人による申請及び法人が当該車両のリースを受ける者である場合で、自動車検査証上の使用者が当該法人の役員又は従業員となる場合にあつては次の書面。

- ・車両を適正に管理・使用することに関する関係者連名の確認書
- ・法人と自動車検査証上の使用者の関係が分かる書類

④型式が不明である車両にあつては、事前に承認を受けている補助対象車両の仕様と同一であることを証する書面

⑤その他必要に応じてセンターが定めるもの

【外部給電器】

①外部給電器がリースの場合にあつては次の書類

- ・貸与料金の算定根拠明細書又は補助金相当額がリース料金に反映されたことを証する書面

②その他必要に応じてセンターが定めるもの

●実績報告時

【外部給電器】

①その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表4) 利益等排除の方法

補助金交付申請者が補助対象車両又は外部給電器を製造している場合においては、その補助対象車両又は外部給電器には、補助金交付額の算定のもととなる補助対象経費の中に、補助金交付申請者の利益等が含まれることとなることから、通常の補助金額を交付することは好ましくない。このため、補助対象経費から利益等を排除して補助金の額を決定することとする。

その方法は原則以下のとおりとする。

1. 利益等排除の対象

補助金交付申請する車両又は外部給電器が、補助金交付申請者（リースの場合はその使用者を含む。以下、この表で同じ。）が製造したものである場合は、利益等排除の対象とする。

2. 利益等排除の方法

①電気自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするものを除く) 及びプラグインハイブリッド自動車ならびに外部給電器の場合
通常の場合の補助対象経費に、車両本体価格に対する製造原価の比率を乗じて求めたものを利益等排除後の補助対象経費とする。

②電気自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの)、クリーンディーゼル自動車及び原動機付自転車の場合
車両本体価格を製造原価に置き換えて算定した補助対象経費を利益等排除後の補助対象経費とする。

注) 「製造原価」については、その根拠となる資料の提出を行うものとする。

(別表5) クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金管理規程

クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車等（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的である、地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の有害な排出ガスの排出量低減に貢献することに沿って使用しなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、センターが定める取得財産等の処分を制限する期間においては、取得財産等を処分（譲渡、交換、貸し付け（リース事業者を除く）、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為）してはならない。
取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、別表6に定める期間とする。
4. 補助金の交付を受けた者は、別表6に定められた期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめセンターの定める様式の財産処分承認申請書をセンターに提出し、承認を受けなければならない。
センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返納を求める場合がある。また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部の返納を求める場合がある。
5. 補助金の交付を受けた者が、取得財産等の処分制限期間内に取得財産等を処分した場合で、取得財産等の処分によって、補助金の交付を受けた者に収入があるとセンターが認めるときには、センターは、補助金の交付を受けた者に対して、期限を付してその収入の全部又は一部のセンターへの納付を命ずることができる。
6. センターは、補助金の交付を受けた者に補助金の返納を求めた場合には、その者からの新しい交付申請に対する補助金の交付については、補助金の返納が完了したことを確認するまで拒否することができる。

(別表6) 取得財産等の処分を制限する期間

【クリーンエネルギー自動車】

下表に該当しない車両の場合は、個別に判断する。

種類	自家用車両※1		貸自動車業用車両※2	
	区分	処分制限期間	区分	処分制限期間
乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	4年	総排気量2ℓ ³ 超のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車、積載量2トン超のもの	4年	総排気量2ℓ ³ 以下のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの。	3年
貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車、積載量2トン以下のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車、積載量2トン超のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車、積載量2トン以下のもの	3年
車いす移動車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）	3年
側車付二輪自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が側車付二輪自動車のもの	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が側車付二輪自動車のもの	3年
原付4輪	道路運送車両法上の自動車の種別が原動機付自転車の4輪のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が原動機付自転車の4輪のもの	3年
原付2輪	道路運送車両法上の自動車の種別が原動機付自転車の2輪のもの	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が原動機付自転車の2輪のもの	3年

※1 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両。

※2 貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両。リース用車両ではない。

【外部給電器】

外部給電器	3年
-------	----